

入居契約書

(前払プラン用)



医療法人社団はなまる会

返還金受取人 (第39条)	<入居者の返還金受取人> 氏 名 : _____ 印 住 所 : _____
契約立会人等の第三者 (該当者がある場合には署名を求める)	1. 氏 名 : _____ 印 住 所 : _____ 入居者との間柄 : 配偶者・家族・身元引受人・その他(具体的に) 2. 氏 名 : _____ 印 住 所 : _____ 入居者との間柄 : 配偶者・家族・身元引受人・その他(具体的に)

(4) 目的施設

施 設 名 称	ひだまりガーデン南町田
施 設 の 類 型 及 び 表 示 事 項	サービス付き高齢者向け住宅(登録番号:14015) 居住の権利形態:利用権方式 利用料の支払い方式:前払金方式 入居時の要件 :入居時自立・要支援・要介護 介護保険 :東京都指定介護保険特定施設(一般型特定施設) 介護居室区分 :全室個室(1人部屋または2人部屋(ご夫婦等)) 介護にかかわる職員体制: 2:1以上
介 護 保 険 の 指 定 居 宅 サ ー ビ ス の 指 定	事業所番号 : 1373205523 (平成27年7月1日指定) サービス種別:特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
開 設 年 月 日	平成27年 7月 1日
所 在 地	〒194-0004 東京都町田市鶴間 4-14-1
敷地概要(権利関係)	2,959.43 m ² 事業主体所有(抵当権設定:有(城南信用金庫))
建物概要(権利関係等)	RC造地上5階建 延床面積 4,453.64 m ² 事業主体所有(抵当権設定 有(城南信用金庫)) 竣工:平成27年 6月16日
居 室 の 概 要	居室数 :一般居室 89室(個室 83室、夫婦用個室 6室)定員 95名 居室面積: 20.09 m ² ~40.48 m ² (最多 20.11 m ²)
一 時 介 護 室 の 概 要	なし
共 用 施 設 の 概 要	食堂、浴室、特殊機械浴室、足湯、便所、洗面設備、健康管理室、 相談室、共用ホール、ラウンジ、多目的室、機能訓練室(多目的室 兼用)、売店、談話コーナー、理美容室、事務室、洗濯室、汚物処理 室、テラス(2、5F)

短期解約特例及び1日当たりの目的施設の利用料 (第44条)	・事業者は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に従って短期解約特例を定め、入居後3月が経過するまで(入居日の翌日から____年__月__日まで)の間に契約が解除又は死亡により終了する場合に対応します。 ・本契約における目的施設の1日当たり利用料は4,000円(2人部屋の場合8,000円)です。これは居室等利用料の前払金を、1月30日として償却月数で割り返した額です。
消費税	税法に則り、消費税は非課税です。

(7) 入居後に支払う費用の内容

月払いの利用料(1名分) (第24条～第26条)		総額 235,940円
発生始期		入居日から
支払方法		毎月払い 支払日・支払方法の詳細は管理規程に定めます。
内 訳	共益費 ＜非課税＞	月額 48,500円 (居住部分における光熱費、上下水道使用料および、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等)
	食費(第25条)	月額 81,840円(1人1日3食×30日の場合の概算額)
	フロントサービス等の費用(第24条第2項第三号)	月額 36,300円 (受付サービス、郵便物・配達物・新聞等の一時預かり、ゴミ出し、イベント・アクティビティサービス提供のための人件費)
	介護保険給付の対象外費用(第24条第2項第二号)	月額 69,300円 「特定施設入居者生活介護の上乗せ介護費用」 (要介護者等2人に対し、週40時間換算で介護・看護職員を1人以上配置するための費用として、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づく) なお、入居者が個別に選択する介護サービスについては、都度払いの利用料が発生します。(「介護サービス等の一覧表」参照)
	光熱水費(第26条第1項第一号)	光熱水費等は共益費に含みます。 ＜算定根拠＞ 建物全体の水道光熱費から維持管理費、共用部分で使用する分量を控除した額を各居室の面積で按分した額
	居室等利用料(第24条第2項第三号)	終身にわたる居室等利用料を前払金として受領しているため、月払いの居室等利用料の支払いは不要です。
	その他 (第26条第1項第二号、第三号)	・介護用品費は別途実費負担。 ・別途利用料の支払いが必要となる有料サービスの項目と利用料については、管理規程等に記載しています。
介護保険に係る利用料及び利用者負担分(第12条第4項)		介護保険法令等による保険料及び介護保険利用者負担分については、別途自己負担となります。詳細は、「特定施設入居者生活介護等利用契約書」に記載しています。

【本文】

第1章 総則

（目的）

第1条 事業者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律、老人福祉法、介護保険法、消費者契約法、その他関係法令、及び公益社団法人全国有料老人ホーム協会が定める倫理綱領の遵守の下、本契約の定めに従い、入居者に対して、次の第一号に掲げる目的施設への入居と当該目的施設の終身にわたる利用を承諾し、次の第二号に掲げる各種サービスを終身にわたって提供します。

一 表題部(4)に定める目的施設

二 第4条に定める各種サービス

2 入居者は、本契約に定める事項を承認して、事業者に対し、第23条に定める居室等利用料の前払いと各種サービスの提供に関わる第24条から第26条までの各条に定める月払いの利用料等の支払いを行います。

3 本契約の履行中、入居者が入居後、要支援又は要介護認定を受け、当該目的施設を利用しながら、介護保険法及びその他の法令（以下「介護保険法令等」という。）に定める「介護予防特定施設入居者生活介護」又は「特定施設入居者生活介護」（以下「特定施設入居者生活介護等」という。）を選択する場合には、事業者は、当該入居者に特定施設入居者生活介護等サービスを提供します。

（目的施設の表示）

第2条 入居者が入居する居室及び他の入居者と共用する施設（以下、総称して「目的施設」という。）は、表題部(4)及び表題部(5)に定めるとおりとします。

（目的施設の終身利用契約）

第3条 入居者は、表題部(6)に定める居室等利用料を前払いして本契約を締結し、表題部(7)に定める月払いの利用料を支払う場合は、第28条各号に基づく契約終了がない限り、目的施設と当該施設が提供するサービスを終身にわたり利用することができます。

2 居室等利用料を一括前払いすることによって、目的施設の全部又は一部についての所有権を取得することはできません。

3 入居者は、長期不在又は長期入院中においても、目的施設及び居室を終身にわたって利用し、各種サービスの提供を受ける権利を失うことはありません。

4 入居者は、第三者に対して、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

一 居室の全部又は一部の転貸

二 他の入居者が入居する居室との交換

三 その他前二号の全部又はいずれかに類する行為又は処分

（各種サービス）

第4条 事業者は、本契約の締結によって、入居者に対して、次に掲げる各種サービスを提供します。

一 生活相談

二 状況把握

三 緊急時対応

四 フロントサービス

五 介護（要支援者又は要介護者に対しては、「特定施設入居者生活介護等」の提供を含む。）

六 健康管理

- エ 前払金返還債務の保全状況
- オ 共益費、食費、介護費用等の充当状況及び収支状況
- カ 目的施設全体の職員数、看護・介護職員の配置状況及び勤務形態の状況
- キ 職員の資格保有の状況
- ク その他目的施設の管理・運営の状況

4 事業者は、目的施設の運営とサービスの提供にあたっては、入居者の外出の機会を確保し、入居者の家族、地域及び地域住民との交流を図り、家族、地域との連携に努めるとともに、地方自治体が実施する相談又は苦情処理等に協力するよう努めます。

（入居者の権利）

第7条 入居者は、本契約に基づいて目的施設に入居し、当該施設において提供されるすべてのサービスに対して、次の各号に掲げる権利を有します。入居者は、これらの権利を行使すること等により、事業者から不利益な取扱いを受け、或いは、差別的待遇を受けることはありません。

- 一 入居者は、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報を保護される
- 二 入居者は、サービスの提供においてプライバシーを可能なかぎり尊重される
- 三 入居者は、希望すれば自己に関する健康や介護の記録（ただし、医師が管理する診療記録は除く）を閲覧することができる。入居者以外の者がその閲覧を要求しても、入居者の書面による同意がないかぎりそれらを閲覧されることはない
- 四 入居者の写真及び身上や健康に関する記録は、法令等による場合を除き、入居者の意思に反して外部に公開又は公表されることはない
- 五 入居者は、自らの意思と選択に基づき、介護保険給付サービスを受けることができる
- 六 入居者は、自己が選ぶ医師や弁護士その他の専門家といつでも相談することができる。ただし、その費用は入居者が負担する
- 七 入居者は、緊急やむをえない場合を除き、本人の書面による同意なくして身体拘束その他行動の自由の制限を受けることはない
- 八 入居者は、事業者及び事業者の提供するサービスに対する苦情に関して、いつでも事業者に直接当該苦情の処理を申し出ることができるとともに、公益社団法人全国有料老人ホーム協会その他の外部機関、行政機関に対して苦情の解決を申し出ることができる

（ご家族交流会）

第8条 事業者は、本契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、意見交換の場としてご家族交流会を設置します。

- 2 事業者は、前項のご家族交流会について、次に掲げる項目を含む詳細を管理規程等に定めるものとします。
- 一 ご家族交流会の構成メンバー
 - 二 事業者側関係者及び入居者以外の第三者的立場にある民生委員又はソーシャルワーカー等の参加の有無
 - 三 要支援又は要介護状態にある入居者の身元引受人等に対する連絡方法等

（苦情処理）

第9条 入居者は、事業者及び事業者が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、前項による苦情受付の手続き及び記録方法等について管理規程等で定め、入居者からの苦情等の適切な解決にあたります。
- 3 事業者は、入居者から、本条第1項に基づく苦情の申立に対処する責任者をあらかじめ定め、

- 4 事業者は、入居者が要支援又は要介護認定を受け、特定施設入居者生活介護等の提供を受ける場合には、別に定める特定施設入居者生活介護等利用契約を入居者と締結します。

(健康管理)

第13条 事業者は、入居者の日常の健康状態に留意するとともに、次の各号に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者が健康を維持するように各種サービスの提供を行います。

- 一 入居者が1年に2回の定期健康診断を受けうる機会を設ける
 - 二 医師又は看護師等による健康相談及び医師による健康診断を実施する
 - 三 協力医療機関・協力歯科医療機関を定めるとともに、その具体的協力内容を文書で定める
 - 四 入居者が罹病、負傷等により治療を必要とする場合には、医療機関・歯科医療機関又は目的施設において医師による必要な治療が受けられるよう、医療機関・歯科医療機関との連絡・紹介・受診手続・通院介助等のサービスの提供を行う
- 2 前項の各号に関わる費用のうち月払いの利用料に含まれないものは、管理規程等において入居者が負担する費用の額を明確に示します。

(食事)

第14条 事業者は、次の各号に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者の希望により食事を提供します。

- 一 事業者は、原則として目的施設内の食堂において、栄養士等が作成する献立表に基づき、毎日入居者に1日3食の食事を希望により提供する
 - 二 事業者は、栄養士その他の食事の提供に必要な職員を配置する
 - 三 事業者は、事業者が指定する医師又は入居者の治療を担当する医師の特別の指示がある場合には、その指示により特別の食事を提供する
- 2 事業者は、朝昼夕それぞれの一食当たりの価格及び特別食の価格を定め、提供した実数に応じた費用を徴収します。
- 3 2人入居用居室において、入居者は、居室にある調理設備を利用して自ら調理すること（以下「自炊」という。）ができます。ただし、事業者は、入居者の自炊が衛生上又は健康上相当でないと判断した場合は、医師の意見を聴いて、入居者の自炊を制限し若しくは中止するよう入居者に対し要請することができるものとします。

(生活相談、助言)

第15条 事業者は、次の各号に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に生活全般に関する諸問題について、相談や助言を行います。

- 一 事業者が、一般的に対応や照会ができる相談や助言
 - 二 専門的な相談や助言のために事業者が入居者に紹介できる専門家や専門機関の概要
- 2 前項の各号において発生する費用が月払いの利用料に含まれない場合は、管理規程等において入居者が負担する費用の内訳と費用の額を明確に示します。

(生活サービス)

第16条 事業者は、次の各号に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に各種の生活サービスを提供します。

- 一 事業者が一般的に対応できる、入居者の生活必需品の購入、代金の立替払い、公租公課等の納付の代行、官公署等への届出や手続きの代行等の内容
- 二 身元引受人等への連絡

の動物を目的施設又はその敷地内で飼育する

二 居室及びあらかじめ管理規程に定められた場所以外の共用施設又は敷地内に物品を置く

三 目的施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行う

四 目的施設の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内において工作物を設置する

五 管理規程等において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行う

3 入居者は、目的施設の利用にあたり、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととします。事業者は、この場合の基本的考え方を管理規程等に定めることとします。

一 入居者が1か月以上居室を不在にする場合の、居室の保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法

二 事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項

4 入居者が、第1項から第3項までの各項の規定に違反もしくは従わず、事業者又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合は、事業者又は当該の第三者に対して損害賠償責任が生ずることがあります。

(修繕、模様替え等)

第21条 事業者は、入居者が目的施設を利用するために必要な修繕を行います。この場合において、入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担するものとします。

2 前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合には、事業者はあらかじめその旨を入居者に通知することとします。この場合において、入居者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することができません。

3 前2項の規定にかかわらず、居室内における軽微な修繕を行う場合、事業者は、次の各号に掲げる事項に関し、その詳細を管理規程等に定めることとします。

一 次に掲げる修繕が入居者の負担か、又は事業者の負担かの定め

ア 電球、蛍光管の取り替え

イ 給水栓の取り替え

ウ 排水栓の取り替え

二 その他の居室内の軽微な修繕項目と修繕費用の負担についての定め

三 前二号のそれぞれの修繕を、入居者が事業者の承諾を得ずに行うことができるか否かの定め

4 入居者は、居室の利用に際し前条第2項第四号に掲げる模様替え等を行なおうとする場合は、事前にその工事の内容・規模及びその費用負担等について事業者と協議の上、事業者の承諾を得るものとします。

(居室への立ち入り)

第22条 事業者は、入居者の安否確認、目的施設の保全・衛生管理・防犯・防火・防災、その他の管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置をとることができます。この場合、入居者は正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。

2 事業者は、火災、災害その他により入居者又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急の恐れがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。この場合に、事業者は入居者の不在時に居室内に立ち入ったときは、立ち入り後、その理由と経過を入居者に書面で通知することとします。

- 一 入居者が居室で使用する水道・電気・電話・給湯・冷暖房等の使用料
 - 二 入居者が各種の共用施設を利用する場合の利用料
 - 三 その他あらかじめ事業者が定めた料金表に基づき、入居者の希望により事業者が提供した各種サービスの利用料
- 2 事業者は、前項の第一号から第三号までの各号の費用のうち、入居者が実際に負担する必要性が生じた場合は、あらかじめその費用負担の内訳を送付するものとします。

(費用の改定)

第27条 事業者は、第24条から第26条までの費用を改定することがあります。

- 2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、第8条に定めるご家族交流会の意見を聴いた上で改定するものとします。
- 3 本条第1項の改定にあたっては、事業者は入居者及び身元引受人等へ事前に通知します。

第5章 契約の終了

(契約の終了)

第28条 次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。

- 一 入居者が死亡したとき（入居者が一室2人入居の場合は、2人とも死亡したとき）
- 二 事業者が第29条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき
- 三 入居者が第30条に基づき解約を行ったとき

(事業者からの契約解除)

第29条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第2項及び第3項に規定した条件の下に、本契約を解除することがあります。

- 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
 - 二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
 - 三 第3条第4項の規定に違反したとき
 - 四 第20条の規定に違反したとき
 - 五 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ特定施設入居者生活介護等事業者における通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき
- 2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。
- 一 契約解除の通告について90日の予告期間をおく
 - 二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける
 - 三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する
- 3 本条第1項第五号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号及び第二号に掲げる手続きを行います。
- 一 医師の意見を聴く
 - 二 一定の観察期間をおく
- 4 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、本条前項まで

(前払金の償却及び返還金)

第34条 表題部(6)に定める前払金の償却方法等は次の各号に定めるとおりです。

- 一 想定居住期間は、入居日の翌日から起算して84か月後の応当日の前日までとします。
 - 二 償却方法は、非返還対象分(前払金の20%)は償却起算日に償却するものとし、均等償却対象分(前払金の80%)は均等償却で行い、当該償却に伴い1円未満で生じる端数の額については、入居契約終了時に精算します。
- 2 想定居住期間満了日までに本契約が終了した場合、事業者は次の計算式による算出した前払金の未償却額を、契約終了日の翌日から90日以内に入居者へ返金します。
- $$\text{返還金} = \text{前払金} - \text{非返還対象額} - 1\text{か月分の居室等利用料} \div 30\text{日} \\ \times \text{入居日から記載して契約終了日までの日数}$$
- 3 前項の返金は、契約終了時において、入居者が生存する場合は入居者に、生存しない場合は返還金受取人に対して行います。

(精算)

第35条 事業者は、本契約が終了した場合において、入居者の事業者に対する支払債務がある場合には、前条に定める返還金から差し引くことがあります。この場合には、事業者は返還金から差し引く債務の額の内訳を入居者及び身元引受人等に明示します。

第6章 身元引受人、返還金受取人等

(身元引受人)

- 第36条 入居者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 前項の身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者が管理規程等に定めるところに従い、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。
 - 3 前項の身元引受人が連帯して負う債務の負担は、表題部(9)に記載する極度額を限度とします。
 - 4 身元引受人が負担する債務の元本は、入居者または身元引受人が死亡したときに確定するものとします。
 - 5 身元引受人の請求があったときは、事業者は身元引受人に対し、遅滞なく、居室等利用料および共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者のすべての債務の額等に関する情報を提供しなければならないものとします。
 - 6 事業者は、入居者の日常生活に関して必要に応じ、身元引受人と連絡・協議等に努めるものとします。
 - 7 事業者は、入居者が要支援又は要介護状態にある場合には、入居者の日常生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。
 - 8 身元引受人は、第34条第3項及び第39条で定める返還金受取人を兼ねることができます。返還金受取人を兼ねる場合は、表題部(3)に定める返還金受取人として記名押印をします。
 - 9 身元引受人は、入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行うものとします。

(事業者に通知を必要とする事項)

第37条 入居者及び家族若しくは身元引受人は、次に掲げる事項を含め、管理規程等に規定され

第41条 入居を申し込もうとする者は、事業者が定める様式により、入居契約の申し込みを行うものとし、申込人と事業者との間で入居契約を書面をもって締結したときに、当該入居契約は成立するものとします。入居しようとする者に成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見人が選任されている場合は、当該成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見人は、入居しようとする者に代わって、入居契約を締結することができます。

2 本契約締結に当たり、入居者は、事業者に対し所定の期日までに必要な費用（居室等利用料）を支払うものとします。

3 事業者は、本契約締結に際し、入居者が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるように、契約締結前に相当日数の準備期間を設定してこの期間中に、別に定める重要事項説明書等によって入居契約及び管理規程等の内容を説明するとともに、書面をもって前払金の算定根拠を説明します。この説明の終了前には、本契約を締結しないものとします。

4 事業者は、入居者が入居時点で介護を必要とするかどうかにかかわらず、特定施設入居者生活介護等利用契約の内容について、十分な説明を行います。

5 事業者は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が運営する入居者生活保証制度を利用しようとする場合、入居者と「入居契約追加特約書」（以下「追加特約書」という。）を締結します。

6 事業者は、当該入居者生活保証制度を利用するにあたっては、事業者に拠出金の支払い義務があること及び入居者は同協会から直接保証を受けることができること等について、入居者に十分な説明を行います。

7 追加特約書を締結した後、事業者は、速やかに同協会との間で入居者を被保証者とする保証委託契約を締結します。保証委託契約成立後、入居者宛保証状が作成され、当該保証状は直接入居者に送られます。入居者はこれを終身にわたり保管します。

8 事業者又は目的施設について、追加特約書で定める保証事由が発生した場合、追加特約書及び保証約款の規定に従って、同協会から直接入居者に保証金が支払われます。

（費用計算起算日の変更）

第42条 事業者又は入居者が、入居日のほか、各種の起算日の変更を希望する場合は、その旨を直ちに相手方に書面によって通知するものとし、両方で協議し書面により合意するものとします。

（入居日前の解約）

第43条 入居者は、契約締結日から14日以内の期間内において、第30条の定めに関わらず、事業者に書面で通知することにより、本契約を解約することができます。この場合、事業者は、入居者に対して受領済みの前払金を全額無利息で返還します。

2 入居者は、契約締結日より15日目から入居の前日までの期間内において、第30条の定めに関わらず、事業者に書面で通知することにより、本契約を解約することができます。この場合、事業者は、入居者に対して、受領済みの前払金を全額無利息で返還します。ただし、事業者は入居者に対して事業者においてこの間に発生した費用の実費を徴収します。

3 事業者は、入居者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、第29条の定めに関わらず、本契約を解除することができます。この場合、事業者は、入居者に対して、事業者において発生した費用の実費を徴収します。

一 入居に関する書類等に重大な不実記載があること、不正な手段で入居しようとしていること等が入居日前に判明したとき

二 正当な理由がなく、所定の期日までに表題部（6）の前払金が支払われなかったとき

（短期解約特例）

第44条 入居者が表題部（6）に定める短期解約特例期間の満了日までに、事業者に対して解約